

# 近世内川新田の譲渡過程 1

— 新三郎，新四郎の場合 —

山 内 和 子\*

On the Process of the Land-transfer of Uchikawa-shiden,  
in the Latter 18th Century 1.

— The Case of Shinzaburo and Shinshiro —

Kazuko YAMAUCHI

(with 1 figure)

## はじめに

三浦半島における地誌として、郷土を知る上の好書としての三浦古尋録を読む機会に恵ぐまれた。三浦古尋録は浦賀の加藤山寿により、文化九年に書かれたものである。

三浦古尋録の書かれた当時ないしはそれ以前の内川新田をどのように記載してあるかということがまず第一に知りたいことであった。しかし、三浦古尋録に書かれた内川新田の部分についてはわずかに、

戸数 八十四戸余

大貫次右エ門御代官所 高三百六十石余

鎮守天神宮

水神ノ宮

新田ノ葦原佐原下マテ統是往昔ノ大河ノ跡二橋水門アリ新田砂地にシテ瓜西瓜茄子ノ類ヲ作ル橋向フハ浦賀ナリ橋ノ辺世人来遊シテ釣ヲ垂ル

内川晩間釣遊 —(以下漢詩略)—

の詩のみである。他の地域より歴史的には浅いし、三浦氏の頃のことともなるとなのおことである。が万治、寛文年間に砂村新左衛門により開発され、完成した新田であることは周知の事実であり、その碑文が何よりの証となっている。三浦古尋録ではこれらのこともほとんどふれられていないのである。なぜ記載しなかったかということに疑問が出てくるのである。

新編相模風土記稿にはいくらか詳しく状況が書かれている。それには

—(前略)—

小名 善六組，与兵エ組

延宝七年 走水奉行大岡次郎兵衛直政支配たりし時如斯村内を分て二組となせり相伝う 砂村氏開発の後其地を己が子二人に分ち与う 善六 与兵衛は則其子孫なり，今も二人の家にて所持す

—(後略)—

と言うことが知れるのである。

内川新田が延宝7年に新三郎，新四郎に分割されたことはすでに述べてきた<sup>1)</sup> ところである。そ

1) 山内和子 (1963) 「相模国三浦郡内川新田の出入について」横須賀市博物館研究報告，人文科学7号。

\* 横須賀市立桜台中学校

れが、新編相模風土記稿の編纂された時にはすでに善六組、与兵衛組として相続されたことを知るのである。新四郎、新三郎から善六、与兵衛に譲渡された事実は知っている。そのいきさつについては明らかでなかったので今回はその辺の事情について若干の史料にもとづいて新田経営の一端をもみながらその経過をたどってみたいと思う。

### 新田の石高

内川新田の開発当時は360石余と伝えられている。延宝7年に両者が分割する以前つまり延宝元年の割付写がここにある。それによると、高542石1斗7升8合で、その内174石8斗8升7合は亥ノ改出しとなっている。亥年というと寛文11年にあたり、寛文7年に新田が完成されて後4年目のことである。とすると開発当時は367石2斗9升1合であり、三浦古尋録、新編相模風土記稿に360石余として記載された詳細がこれでわかるのである。

延宝7年に新三郎、新四郎に等分されて以後はほとんど変化なく相続されていたらしく安永7年の新三郎持高は271石1斗1升となっているのである。新四郎持高もこれと同じ271石1斗1升で合せて542石2斗2升である。

### 譲渡経過

新三郎、新四郎によって相続されていた内川新田が安永7年には東浦賀村 与右衛門に譲渡されることになった。次にその文書<sup>2)</sup>をあげてみようと思う。

乍恐以書付奉申上候

新三郎持高貳百七拾壹石壹斗壹升之内  
一高四拾七石七斗九升

此反別五町壹反六畝三步

此訳

上田壹町五畝廿七步

中田壹町貳反七畝六步

下田壹町五反貳畝十七步

下々田壹町三反十三步 辰潮入荒引

新四郎持高同断之内

一高四拾七石七斗九升

此反別五町壹反六畝三步

此訳

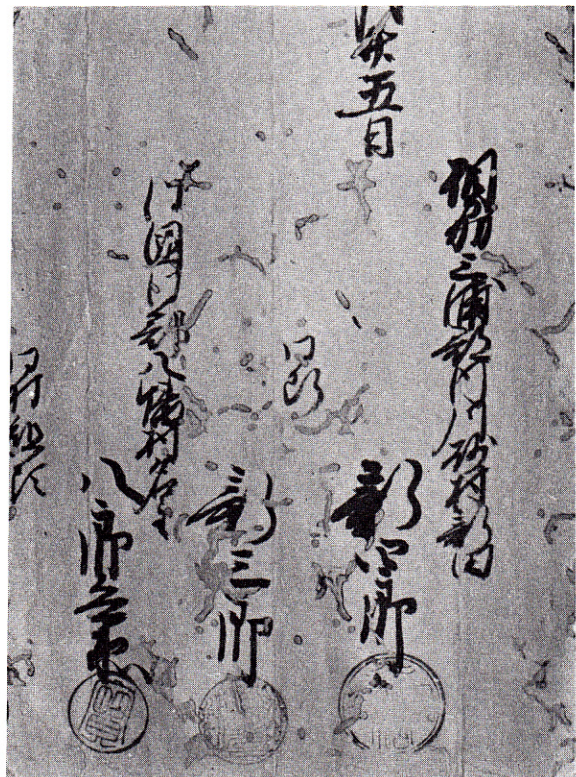
上田壹町五畝廿七步

中田壹町貳反七畝六步

下田壹町五反貳畝十七步

下々田壹町三反十三步 辰潮入荒引

右者当村両組新田私共所持仕候処書面之通同郡浦賀村与右衛門方へ譲渡申候外之新田与違ひ兩人請新田之儀 = 付此段御



正徳4年5月25日 内川新田と八幡村との「入海空地の出入」の文書である。新四郎、新三郎が連署した黒印のある文書はこの一通のみ現存している貴重な資料である。この頃はまだ内川砂村新田といっている確かな文書でもある。

2) 「山内文書」山内秋郎所蔵。以下ことわりないものは同文書である。



訴奉申上候且又与右衛門江譲渡候分ハ則与右衛門方ノ別段ニ限り御年貢年々上納仕度奉存候間御割付面江茂可相成儀ニ御座候ハ、与右衛門分高内訳ニ御記被成下候様奉願上候以上

安永七戌年六月

相州三浦郡内川新田

譲人地主 新 三 郎 ㊦

同 同 新 四 郎 ㊦

同郡東浦賀村

譲 請 人 与 右 衛 門

煩ニ付代 清 左 衛 門 ㊦

江川太郎左衛門様

御役所

前書之通申上候処御割付へ高分ケ之義ハ容易ニ難被仰付候間年々皆済日録村高之脇書ニ高四拾七石七斗七升与右衛門持方与御記可被下旨被仰聞候尤御年貢米金与内勘定仕与右衛門分引分候上金納方ハ与右衛門ノ御役所江直上納仕米方ハ浦賀御蔵納又ハ江戸御廻米被仰付候共是又与右衛門ノ直ニ相納別段御請取書御渡し被下皆済日録引替之節ハ与右衛門も一同罷出小手形差上候ハ、皆済日録納合之所へ米金共与右衛門分何程と御記可被下旨被仰聞承知仕候然ル上ハ右ニ付向後双方共勝手之筋を申立御願ケ間敷義不申上候勿論米金納金之義内勘定之上引分ケ候義ニ付右引分方ニ付重而御願筋決而申上間敷候依之御請奥書印印差上申候以上

戌六月九日

内川新田

新 三 郎

新 四 郎

与 右 衛 門

江川太郎左衛門様

御役所

新三郎、新四郎が共に持分のうち5町1反6畝3歩ずつを与右衛門に譲渡した時のもので年貢については与右衛門から直に役所へ上納することを約したものである。この文書からは与右衛門へ譲渡した理由などは明示していないが、いわゆる御役所へのお金拝借金上納ができなくなったからと思われる。すなわち年々の水害凶作等によるお金拝借によって水害による水門樋建替、波除堤引上、悪水落込の改設等開発および凶作による水呑百姓の救済等新田経営上のお金拝借となって累積したようである。そして拝借金返済に困難して新田一部を譲渡して、この難局を切り抜けようとの措置であったのだろう。江川太郎左衛門役所はこれを認めざるを得なかったようである。そこでこのお金拝借は新三郎と新四郎の両家が新田を譲渡する上に重大な素因となるのでいったいどれほどの拝借金になっているかを覚書によって明らかにしたいと思う。

御拝借用書写 巳八月

覚

丑より巳迄五ヶ年季御貸附方拝借

一元金四拾兩 但利足 月壹分

此辰利金四兩三分 永四拾文

内金壹兩 永百六拾文 巳五月

新三郎ノ納

残金三兩貳分 永百四拾文

同断

同断

一元金拾九兩貳分 但利足 月壹分  
此辰利金貳兩貳分 永九拾文

巳五月

新三郎の納

小以金六拾三兩 永百四拾文

子より辰迄五ヶ年季

野田文蔵様御役所拝借

一元金八拾兩 但利足 年壹割  
此辰利金八兩

卯の未迄五ヶ年季

野田文蔵様御役所拝借

一元金四拾兩 但利足 年壹割  
此辰利金四兩

小以金百三拾貳兩

卯正月の未十二月迄五ヶ年季

三河口太忠様御役所拝借

一元金八拾兩貳分 但利足 年壹割五分  
此辰利金拾貳兩 永七拾五文

寅より午迄五ヶ年季

同断

一元金五拾兩 但右同断  
此辰利金七兩貳分

小以金百五拾兩 永七拾五文

寅の子迄中年拾ヶ年季

当御役所拝借

一元金百兩 但利足 年壹割  
此辰利金拾兩

巳五月

新三郎の納

同断

一元金百三拾九兩 但右同断  
此辰利金拾三兩三分 永百五拾文

内金壹兩貳分 巳五月 新三郎の納

残金拾貳兩壹分 永百五拾文

江川太郎左衛門様御役所拝借

一元金三拾兩 但利足 年壹割五分  
此辰利金四兩貳分

小以金三拾四兩貳分

合金六百三拾壹兩 永百五拾文

この覚が示すように丑年すなわち明和6年丑(1769)年より安永2年巳年(1773)までの5ヶ年季となったりして以後安永9年子年(1780)までの拝借金であるが月1分の金利で年1割2分であるが安永元年辰年は年1割5分と高利になっている。これらのお金拝借はもちろん水害による年貢

米の上納不可能によるものようで、明和3年戊午（1766）の割付文書をみると次のように記している。

当戊水損 = 付破免未々亥迄五ヶ年定免  
として

小以米なし  
永八貫四百三拾六文三分

当戊水損引

このように米なしの年もあったのである。明和5年子午（1768）「但し当子冬御張紙直段三兩増米三拾五石 = 付金四拾三兩替」としてある。これら定免5ヶ年平均の納合は米 38 石 8 斗 8 升 9 合。永 10 貫 250 文 1 分となっているところから、もし水害の場合は前述のように米 35 石に対し金 43 兩替として金納しなければならぬ結果となり、自然に新田経営上にお役所より拝借金によって年々の仕末を地主である新三郎も新四郎も商業資本家である宮原屋与右衛門にたよって新田譲り渡しをしなければならぬことになったものといえよう。そして譲渡金によって役所へ拝借金返納という方策をたどったのであろう。また安永年間の年貢収納代官江川太郎左衛門役所はこれらの譲渡を認めたことになる。いままで述べたのは新三郎、新四郎共同で等分して、各自5町1反6畝3歩宛を与右衛門に譲渡し、上納米、上納金を皆済目録村高之脇書に高 47 石 7 斗 9 升与右衛門持方と記して万事完納したようであるが、さきに示した拝借金完納はできないようであった。これからは、新三郎、新四郎の両組は善六組と与兵衛組に譲渡変更の経路をたどってみよう。

### 新三郎組より善六組への過程

新三郎は新田の水害を最小限にとどまるよう、また大借の拝借金返済に努力したようである。まづ天明年間より寛政初年まではどうやら切り抜けたようだが、寛政5年（1793）10月には水門樋橋の南ノ方潮除還堤が欠崩、高波打込によって潮溜いの願出も水中に罷成って年延しとなってしまった。百姓と新三郎の努力も水害のために苦心もむなしくなってしまったのである。

寛政9年6月御貸附金多分拝借返納に行詰り、新三郎は万策つきて家出してしまった。

譲渡申田畑証文事

一高四拾石六斗四升貳合壹勺四才

此反別九町三反拾七歩

此訳

下畑貳町四反三畝廿歩 字 十 五 割

上畑四反三畝壹歩 屋 敷 外

屋敷 壹反拾五歩

貳町七反九畝十五歩之内

下々田葭畑成壹町七反貳畝歩 字 十 貳 割

貳町廿歩之内

下々田葭畑成貳町五反拾壹歩半 字 十 四 割

下々田 壹町九反六畝廿壹歩半 字 十 三 割

下ノ下畑 壹畝歩 字吉井下道下

屋敷 四畝三歩 明浜新高入

見附田 四畝拾五歩 明浜新高入

右者此度御拝借金上納 = 差詰候 = 付下地各方江入置候田畑残高松原砂間御引取被成候上御公借金都合五百七拾九兩并 = 辰巳年御利金百拾兩余共御引請御上納被下候御引合之通右書面田畑残高譲渡申所相違無之然ル上ハ御年貢諸役等各方ノ御勤可被成候依之親類与頭加印致証文入置申候所仍而如件



寛政九巳年八月

新 三 郎 父  
 市 右 衛 門 ④  
 親 類  
 三 郎 兵 衛 ④  
 組 頭  
 久 兵 衛 ④  
 安 左 衛 門 ④  
 伝 次 郎 ④  
 嘉 平 次 ④  
 又 右 衛 門 ④  
 金 兵 衛 ④  
 久 左 衛 門 ④

与 兵 衛 殿  
 惣 助 殿  
 吉 左 衛 門 殿  
 安 左 衛 門 殿

新三郎欠落によって父親市右衛門は組頭たちの同心を得て与兵衛等に譲り渡しの畑地9町3反17歩、この高40石6斗4升2合1勺4才の処分によって御拝借金返納すべき579両と利息110両余を肩替りして年貢、諸役等の重荷をおろそうとしたがそれだけではすべてを済ましたとはいわれなかったようである。

前記の与兵衛であるが、宮原屋与右衛門は内川新田新四郎組を受け継いで与兵衛と称し、浦賀の干鰯問屋を伴に譲って隠居し、与兵衛と名乗ったのである。与兵衛組については後に詳細に記すことにする。

乍恐以書付奉願上候

内川新田与兵衛浦賀村吉左衛門右引請人内川新田名主五郎兵衛并江戸深川蛤町上総屋専次郎浦之郷村安左衛門右引請人八幡村名主彦右衛門奉申上候当御役所御貸附金内川新田新三郎拝借仕候分此度右与兵衛外三人ニ而引請申候然ル上者去辰年分之御利金者此節上納可仕候処右者当御役所外御役所共都合御拝借金五百七拾九両ニ有之此節新三郎所持之地面不残右四人江引分候ニ付地所取調等未タ相片付不申殊ニ右外大金之儀ニ御座候得者差当リ金子調達出来兼尤地所引分相済候上者御利金者勿論御元金之儀も可成丈金子才覚致し上納可仕候間何卒御慈悲ヲ以右之段御聞済之上去辰年分御利金共来ル十二月十五日迄御引延被下置候様奉願上候以上

相州三浦郡内川新田	与 兵 衛
同州同郡浦賀村	与 右 衛 門
引 請 人	
右内川新田	
名 主	五 郎 兵 衛
江戸深川蛤町上総屋	専 次 郎
相州三浦郡浦之郷村	安 左 衛 門
引 請 人	
同郡八幡村	
名 主	彦 右 衛 門

新三郎の地面は4人で引分け地面割も未だ片付申さず特に御拝借金莫大なのでその調達出来兼ね

るのでその内に金子才覚致して上納するから聞き済みの上 12 月 15 日迄引延してほしいと願い出している。これらによって 4 人の管理を認めたようである。これには別に寛政 9 巳年 (1797) 12 月付けで願入市右衛門と親類三右衛門、組頭安左衛門の 3 人が前述のように同様に拝借金并ニ御年貢諸上納に至るまで必ず滞り無く納めるから年末迄まってほしいと願い出している。これには市右衛門は老衰であり、孫の竹次郎は幼年に付跡式相続には親類共が世話をするのでと理由をつけている。

寛政 10 年 9 月新三郎家出以来父親市右衛門に対し、江戸の元飯田町家持伊右衛門弟庭吉代理清兵衛より、新四郎所持田畑拾七町三反七畝廿四歩半を貳百貳拾五両で庭吉方へ譲渡したものを新三郎が耕作請していたところ、「其後新三郎作徳米八百八俵を滞納の一件出入」となり、評定所へ訴訟となったため問題が、なおさら大きく複雑してきた。この始末の一件を悲歎して老衰の市右衛門は行方不明となった。

乍恐以書付御訴奉申上候

相州三浦郡内川新田組頭安左衛門奉申上候当村市右衛門儀元飯田町家持伊右衛門弟庭吉代清兵衛  
 〆相掛り候出入当御奉行所御掛りニ而当月二日御差日ニ御座候処市右衛門殿者先月廿九日欠落仕  
 候ニ付其段当月朔日御訴申上候処兩三日相尋否可申上旨被仰渡相尋候得共行衛相知不申候ニ付猶  
 亦其段当月三日御訴申上候得者今七日迄五日限尋方被仰付御請証文差上所ニ相尋候得共市右衛門  
 行衛相知不申候村方ニ而も村役人共手分仕種ニ相尋候得共是亦相知不申段今朝飛脚を以申趣候依  
 之右之段御訴奉申上候以上

寛政十年十月七日

大貫次右衛門御代官所

相州三浦郡内川新田

組頭 安 左 衛 門 〇

御奉行所様

新三郎組の百姓たちは大変な騒ぎとなったようだ。9 月 29 日新三郎の父親はこの一件で行えをくらましたので組頭安左衛門はじめ村中手分けして一週間以上もくまなく捜したが、捜しあてず浦賀奉行所へ捜しあたらすと訴へ出る始末となり、これで新三郎、父親市右衛門と親子欠落となって家持伊右衛門弟庭吉のせっかくの訴訟事件もどうにもならなくなったようだ。

差上申済口証文之事

一田畑取込不相返并作徳米滞候出入

田畑引当

金貳百貳拾五両

内

金七拾兩当時請取申候

米八百八俵不残不足仕候

訴 訟 人

元飯田町家持伊右衛門方ニ

同居仕候同人弟庭吉煩ニ付代

清 兵 衛

相 手

大貫次右衛門様御代官所

相州三浦郡内川新田

市 右 衛 門

外 六 人

右訴訟人庭吉代清兵衛奉申上候右相手者共江相懸り候前書之出入去午八月中村上肥前守様御勤役

之節御訴訟申上同十月二日御評定所江可罷出御裏御判頂戴相付御差日前、日御窺ニ罷出候処御同人様御病氣ニ付相手之者共帰村御願奉申上願之通被仰付其後御病死ニ付御跡役根岸肥前守様被為仰付同十二月二日双方一同罷出御吟味中相手市右衛門儀欠落仕候ニ付外相手之者共及懸合熟談之上書面之通当金七拾兩庭吉方江請取残金之儀者不残不足仕作徳米之儀者市右衛門行衛相知不申殊ニ私方も懸合等行届不申候故不残不足仕双方無申分出入内済仕候偏ニ御威光与難有仕合ニ奉存候為後証済口証文奉差上候仍如件

寛政十一未年四月二日

此者儀欠落仕候ニ付印形不仕候相手

元飯田町家持伊右衛門方ニ  
同居仕候同人弟庭吉頼ニ付  
代訴訟人 清 兵 衛 ④  
五人組儀右衛門頼ニ付代  
源 兵 衛 ④  
名主五郎兵衛頼ニ付代  
要 助 ④  
大貫次右衛門様御代官所  
相州三浦郡内川新田  
田畑預リ人新三郎事  
市 右 衛 門  
同村 八左衛門 代兼  
作右衛門  
同 久 兵 衛 ④  
同村与兵衛頼ニ付代  
同 喜 左 衛 門 ④  
右江戸宿  
馬喰町四町目清兵衛店  
新三郎代  
磯 治 郎 ④  
秋元隼人様御支配所  
同国同郡西浦賀  
与 十 郎 代 兼  
薊ヶ岡八幡社領  
同国鎌倉郡雪ノ下村  
相手 隨 翁 ④  
右江戸宿  
橋本町四丁目平兵衛店  
吉 兵 衛 ④

御評定所

江戸の伊右衛門弟庭吉は評定所へ訴訟して元金と作徳米 808 俵分を取り返すつもりで努力したが、新三郎親子の欠落と新四郎組の無責任によって庭吉は大損して 70 両でこの一件も片付けてしまった。積年の水害と大借金をせおった内川新田も水害を最少限にいくとめる方法を考えねばならない時期にきたようである。開発人の子孫も新三郎父子の欠落によって終末という状況となつては百姓たちもどうにもならなくなって代官大貫次右衛門に水害から守る方策として水門樋堤の改修工事の補助金申請をすることによって新田開発経営を完全ならしめるよう考え出したようである。



ところで新三郎も父親市右衛門もその後どこへいったかわからない。地主新三郎組の後継者は誰が引受けるかが問題となるのである。ここに百姓善六があらわれてきた。

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

相州三浦郡内川新田

名主 五郎兵衛 代兼

対談違変仕候出入 名主 彦右衛門 ㊦

同村

百姓 善 六

右訴訟人彦右衛門奉申上候当村元名主新三郎事儀御貸附金并ニ所々江地所書入金子借請返済ニ差  
結り候哉去々巳年欠落いたし依而右書入地面并ニ残地所共与兵衛外三人ニ而引請御貸附金之儀者  
返済仕外借金証文式通有之候分者私共ニ五郎兵衛兩人ニ而相済申候然ル所相手善六儀一駄御当地  
之者ニ而去西六月中新三郎跡式江養子ニ罷成右ニ付地所請返度旨右善六ノ欠合御座候間右残り地  
所之分者四拾石余有之私共引請金主方江相済シ候拾八兩并ニ五兩共証人式通都合金式拾三兩之儀  
者四拾石余所之内ヲ書入有之是者国元ニおゐて金子証文引替べき対談仕同年十月中御役所様江  
奉訴高金六百八拾九兩余ニ而引請候残り地所四拾石余相渡同月中帰村仕残金請取之御式通請文之  
分金子与可引替候筈之所無沙汰ニ付及催促ニ候所彼是申紛シ等閑ニいたし是迄再応欠合候共衆初  
対談違変仕地所請取候上者証文不取戻候共宜敷儀与相心得候哉何様欠合候も一向取敢不申何共実  
意失ひ候致方ニ候而難儀至極仕候依之無是非訴訟奉申上候何卒以御慈悲相手善六被召出御吟味之  
上金子相済証文請返し候様被仰付被下置度偏ニ奉願上候以上

享和二年四月

相州三浦郡内川新田

名主 五郎兵衛 代兼

訴訟人

名主 彦右衛門

新田開発寛文7年砂村新左衛門以来延宝7年5月新左衛門伴新三郎と新四郎二家に分割し地面割  
等分にしてから120年余で新三郎組は終末をつけて改めて百姓善六が新三郎の跡目養子となり相続  
人となったのである。新三郎父子以来の負債は莫大なものであったので前述のように与兵衛をはじ  
め名主彦右衛門等外3人で御貸附金の返済に地所書入金子借請金を返済したこれらの証文の仕末を  
したいと。善六が新三郎の相続人となった以上は当然この仕末をしてくれた名主五郎兵衛等共同管  
理者へ善六が証文の請返ししなければならぬところをいくら掛合っても彼は申してこれらの重大  
な仕末に対して等閑している。これは対談違変であると奉行所へ訴へてている。そして善六の相続  
者としての実意を失っているのではないかそのためにわれら3人は難儀至極によって是非なく訴訟  
におよんだといっている。どうやら善六も新三郎の相続者になったものの負債の肩がわりぞめにあ  
って困ったようである。

差上申済口証文之事

相州三浦郡内川新田名主五郎兵衛代兼同彦右衛門ノ同新田新三郎跡相続人百姓善六江相懸リ対談  
違変仕候旨当月中奉出訴五月五日御差日之御差紙頂戴相付候ニ付相手方ノ茂返答書ヲ以答上当  
時御吟味中ニ御座候尤訴訟方ニ而申立候者右新三郎義御貸付金并所々江地所書入金子借請右返済  
ニ差詰り候哉去々巳年中欠落いたし候ニ付右書入地所并残り地所共同村与兵衛外三人ニて引請御  
貸附金之儀者返済仕借用証文式通有之候分者彦右衛門五郎兵衛兩人ニ而相済候処善六儀御当地者  
ニ而去西六月中新三郎跡式江養子ニ罷越し残地請戻度旨懸合右四拾石余之内式口ニ而金式拾三兩  
分書入有之彦右衛門五郎兵衛ノ出金致置候ニ付於国元金子与証文可引替対談致置候処帰村之上再  
応懸合候江共四拾石余之地所受取候上者証文不取戻し共宜儀と心得実意失ひ候致方ニ付対談之通

被仰付度旨相願且相手方善六申立候者

去西十月中此度之訴訟人五郎兵衛彦右衛門兩人相手江御公借金無益ニ為持運候趣御役所様江奉出  
 訴候処彦右衛門并五郎兵衛代幸八罷出寛政九巳年八月中新三郎親市右衛門ノ同村与兵衛外三人江  
 振向置候居屋敷田畑砂間四拾石余彦右衛門五郎兵衛方江引請罷在御公借金六百八拾九兩候分之内  
 返納仕候分茂有之候旨答上御吟味中ニ御座候処懸合之上御公借金三百九拾兩者直ニ御貸附方御役  
 所江上納仕候筈ニ而善六ノ五郎兵衛代幸八立合彦右衛門江相渡金貳百九拾九兩候分者彦右衛門五  
 郎兵衛万事引受罷在候義ニ付右兩人方江受取地主共江割合相渡候筈ニ而婦村早ニ受取渡致候積リ  
 取極新三郎親市右衛門ノ振向置候地所四拾石余当表ニ而善六方江受取双方婦村いたし彦右衛門五  
 郎兵衛代幸八善六儀も立合無申分相濟候儀ニ而用立候書面所持致罷在候ハ去西十月中御吟味下  
 願書差上四拾石余之地所当表ニ而善六方江相渡候節如何様も取極方可有処無其儀婦村致候而も右  
 一件ニ付双方立合無恙相濟数日過去リ一切懸合も不致無跡形難決申懸候段去六月中彼之地江罷越  
 不案内者与見掠候様奉恐察次ニ竹次郎跡相統致候ニ付四拾石余之地所引受不相当之金子六百八拾  
 九兩候分差出此上質地請戻度心懸ケ罷在候間実者去西十月中対談致候江者金貳拾三兩ニ而今更懸  
 リ合ニ相成候義拾置可申謂毛頭無之候間右始末御賢慮被成下一同連印之御吟味下ケ願書差上置又  
 ニ出入立候儀者乍蒙昧奉恐入候間一旦地所引渡候上者其已前之儀難題不申懸候様被仰付度旨願立  
 候ニ付此上追ニ御糾明可有之処而宿立入双方江異日圍圍差加熟談内濟仕候趣意左ニ奉申上候  
 右出入相手方江金六百八拾九兩余ニ而四拾石余之地所去西十月中彦右衛門五郎兵衛ノ受戻候上者  
 右地所ニ付懸リ合等有之筋一切無御座候旨申立訴訟方ニ而者今般願立候式通証文金之義者前以  
 懸合婦村之上可受取対談之由申立相对申争候右六百八拾九兩余者御公借金ニ限り内濟仕候ニ為致  
 訴訟方ニ而去西十月中対談不行届義も有之候様相聞且相手方ニ而者縦一旦事濟候義与相心得候江  
 共右式通証文者新三郎名印ニ相違無御座候間相对ニ申争を以此上御糾問請候段一同奉恐入今般右  
 証文金之内五兩善六ノ差出彦右衛門外老人江受取之訴訟方ニ所持仕候証文者扱人立合反古ニ仕已  
 来右一件ニ付御願ケ間敷儀聊無御座出入内濟仕偏御威光難有仕合奉存候依之為後証済口証文差上  
 申所如件

享和二戌年六月

相州三浦郡内川新田

名主 五郎兵衛 代兼

訴訟人 彦右衛門 ㊤

同州同郡同新田

百姓

相手方 善 六 ㊤

差添人 安左衛門 ㊤

訴訟方宿

津久井屋

扱人 新三郎 代

磯次郎 ㊤

相手方宿

碓氷まや

扱人 吉兵衛 ㊤

大貫次右衛門様

御役所

前書之通り内濟致候ニ付為取替置申候以上

新三郎父子の跡仕末はなかなかむづかしいことであつたがその間対談違變があつたり、残地の請



戻しや、40石余の地所の内に二口分で23両という別口を善六に肩替りせよと大貫代官所に出訴したり、また689両の御公借金の一部390両は御役所へ上納済みであるので残り299両を彦右衛門他1名へ返納して40石余の地所を善六が質地請戻し完了残りの二口分23両の証文については善六が5両差出し彦右衛門名1名所持の証文は扱人立合で反古にしてこの一件は相済となった。これで善六は新三郎跡目相続は新田地所とも完全に相続したことになる、どうやら新田にも平和がもどってきたようである。寛政6年中新三郎持地2町2反4畝27歩有合10ヶ年季質地して53両借金してあったがこれも相続人善六が吉左衛門に掛けあって請返し、支払完了している。また文化元年子年(1804)2月に、元新三郎持分の地所新田5分1を宮井与兵衛に250両で質入れしていたのをこれも善六が支払って請返している。この請返手形に初めて砂村善六殿として与兵衛が手形を出しているので善六も砂村姓を公称していたのであろうことがわかる。それ以前は百姓善六と証文には各通ともなっている。文化元年以後は完全に善六は地主として善六組となったようである。もちろん新三郎組持分全部の新田の田畑、屋敷等の地所をふくめてのことであろう。

### ま と め

安永年間以来文化元年までの20余年間の苦しい新田経営は質入、借入、譲渡、水害や大飢饉にみまわれて新田耕作の百姓はいうにおよばず、地主新三郎もこれらの災害と御公借金に悩まされ、祖父伝来の新田を見捨てて父子の欠落となってしまった。その間、新田譲渡の曲折があったにせよ、とにかく百姓善六により引き継がれたが善六組のは万延年間より明治初年まで与兵衛組へ質入れ、支配されたことがある。これは後日のべることにしてまずは善六組として明治まで経営されていたのである。

以上新三郎から善六組への経過について、みてきたのである。これは新田における特異な関係にも受け取られるが、その過程をみるとかならずしもそうとは思われない。つまり新田経営の行詰りは、飢饉や水害等の天災があり、そこへお金拝借という形での年貢納入の方法が大きく影響して、しだいに新田の運営を困難ならしめたようである。そして、これは新三郎のみでなく、新四郎においても同様、与兵衛へと譲渡されている。このことについては次にのべようと思う。